

て取り組むことが大切だと考えます。復活するにはあくまで主体は地域住民であり、我々行政や専門家は応援団であると考えています。

文化財の保護について

議員 大町町文化財保護条例に基づき、町内の建造物等の有形・無形の文化的遺産が定められ、保護されている。

それぞれの文化財の由来などの看板が設置されており、わかりやすくなっているものの、外気、風雨にさらされ、酸性雨などにより文字が消失してきている石仏、又は災害のより消失してしまった石仏などがある。

将来にわたりこれらの文化財を保護していかなければならないと考えるが、行政の「大町町文化財保護条例」に基づく管理の在り方をどのように考えているのか。

また、文化財に登録されていない各地域に地藏菩薩

が建立されているが、これら石仏はそれぞれの地区に、疫病や旅人の安全など、人々の苦しみを救ったり、子どもを守ったりすることを願うものである。文化財と同じく生活の安定を祈願するものであり、同等に保護すべきものと考えられる。現代の社会環境の中、また、将来的にも危惧せざるを得ない。よって文化財の保護に併せて今後の在り方について。

屋外に存在する有形文化財については建立から相当の年月が経ち、風雨等により劣化が進んでいる「線刻地藏板碑」及び「印鑰の石仏」、また、災害の影響を受け、消失してしまった「長寿の滝の石仏」等、今後の管理が危ぶまれる「藤六の観音」など手つかずのままでは町民の関心も薄れ、やがて消滅するのではないかと危惧するところである。よって、今後の気候変動等からの当該文化財の保護についての考えを問う。

- ① 風雨からの保護対策及び消失した石仏の再現
- ② 各地域に存在する地藏を含む文化財を継承していくための今後の考えについて

教育長

大町町の文化財

マップに掲載されている藤六の観音、長寿の滝をはじめとする文化財について町の文化財に指定をしていますが、議員ご指摘の文化財は、その土地その土地の特色や当時の社会情勢に応じて当時の人々の信仰心や願い事に基づいて祭ったり、建立されたものであると考えます。主体は地域住民であると考えています。そのため、行政としては見守ることしかできない立場にあります。

大町町からのお知らせ

令和6年度第1回大町町議会定例会本議会及び常任委員会での質疑等について、町民の皆様には誤解のないように説明いたします。

1 令和6年度一般会計予算について(議案第11号)

令和6年度一般会計予算については、原案通り全会一致で可決されています。

一部町民間に配布された文書において、「たるめんを中心とするまちづくりを推進するために採用した地域おこし協力隊」事業費が、1,654万円と指摘されていますが、これは、たるめん協力隊のほか合計4名分の報酬や活動費(事務所賃借料、宿舍の費用含む)で、国の制度で全額負担されています。

引き続き、国や県の補助事業等を活用するなど、効果的かつ効果的な事業推進に努めてまいります。

2 たるめんに係る地域おこし協力隊員の活動について

たるめんに係る地域おこし協力隊員の活動について勤務時間や事務所賃借料等について疑義が指摘されましたが、すべての地域おこし協力隊員は、法を守り規律を順守し、国の制度に則って活動されています。町としても密接に連携しながら制度の目的の一つである、「地域おこし協力隊員の町内定着及び定住」につなげるためにも引き続きサポートをしていきたいと考えています。

3 大町ふるさと館の指定管理について(議案第15号)

大町ふるさと館の指定管理については、原案通り全会一致で可決されています。

一部町民間に配布された文書において、他自治体の不祥事を引き合いに疑義が指摘されましたが、関係法令等に基づき各種手続きを適正に行っています。